

改正案	現行
<p>（共同設置の設備等に係る届出を要しない設備）</p> <p>第二条 法第三条第二項の総務省令で定める有線電気通信設備は、次のとおりとする。</p> <p>一 二人以上の者が共同して設置する有線電気通信設備（以下「共同設置の設備」という。）であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 電気通信事業者（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者をいう。以下この条において同じ。）が設置するもの（電気通信事業法第四十四条第一項に規定する事業用電気通信設備を除く。）</p> <p>ロ 設備の一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含む。以下同じ。）又は同一の建物内であるもの（以下「構内等設備」という。）</p> <p>ハ <u>放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号に規定する一般放送の業務を行うための有線電気通信設備（以下「有線放送設備」という。）</u></p> <p>二 （略）</p> <p>イゝホ （略）</p> <p>三 他人の通信の用に供される有線電気通信設備（以下「他人使用の設備」という。）であつて、次に掲げる場合のもの</p>	<p>（共同設置の設備等に係る届出を要しない設備）</p> <p>第二条 （同上）</p> <p>一 （同上）</p> <p>イ （同上）</p> <p>ロ （同上）</p> <p>ハ <u>有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二条第一項に規定する有線テレビジョン放送又は有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）第二条に規定する有線ラジオ放送の業務を行うための有線電気通信設備（以下「有線放送設備」という。）</u></p> <p>二 （同上）</p> <p>イゝホ （同上）</p> <p>三 （同上）</p>

イ〜ハ (略)

ニ 放送法第二条第三号に規定する一般放送を行うとき(同号に規定する一般放送の業務を行おうとする者からその業務の用に供するため有線放送設備の使用の申込みを受けその承諾をしたときを除く。)

ホ〜ワ (略)

(設置の届出を要しない設備)

第六条 法第三条第四項第五号に規定する有線電気通信設備は、次のとおりとする。

一 電気通信事業法第五十二条第一項の規定により接続する端末設備

イ〜ハ (同上)

ニ 有線テレビジョン放送法第二条第一項に規定する有線テレビジョン放送又は有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律第二条に規定する有線ラジオ放送を行うとき(有線放送の業務を行おうとする者からその業務の用に供するため有線放送設備の使用の申込みを受けその承諾をしたときを除く。)

ホ〜ワ (同上)

(設置の届出を要しない設備)

第六条 法第三条第四項第四号に規定する有線電気通信設備は、次のとおりとする。

一 (同上)

二 有線放送電話に関する法律(昭和三十二年法律第百五十二号)第二条第二項に規定する有線放送電話業務及び当該有線ラジオ放送の業務の用に供するもので、有線放送電話規則(昭和三十三年郵政省令第十七号)の規定するところに従つて許可の申請書が提出されたもの(当該設備を有線放送電話業務及び有線ラジオ放送の業務のみに供する場合に限る。)

三 有線テレビジョン放送法第二条第二項に規定する有線テレビジョン放送施設であつて、同法第三条第二項の規定による許可の申請書が提出されたもの(当該施設を有線テレビジョン放送の業務及び有線ラジオ放送の業務のみに供する場合に限る。)

四 電気通信役務利用放送法(平成十三年法律第八十五号)第二

- 二 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）の規定に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十二号）第五十条の規定により設置するもの（自家用電気工作物の用に供するものに限り、法第三条第二項各号に掲げるもの（第二条に掲げるものを除く。）を除く。）
- 三 前二号に掲げるもののほか、臨時かつ緊急の用に供するため設置するものであつて、その設置の期間が三十日未満のもの

附 則

（施行期日）

- 1 この省令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号。以下「放送法等改正法」という。）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この省令の施行の際現に改正前の有線電気通信法施行規則第六条第二号の規定の適用を受けている有線電気通信設備（放送法等改正法附則第二条の規定による廃止前の有線放送電話に関する法律第三条の許可を受けている者が設置するものに限る。）に対する同号の規定の適用については、なお従前の例による。

条第二項に規定する電気通信役務利用放送設備であつて、同法第三条第二項の規定による登録の申請書が提出されたもの（当該設備を電気通信役務利用放送の業務のみに供する場合に限る）

五 （同上）

- 六 前各号に掲げるもののほか、臨時かつ緊急の用に供するため設置するものであつて、その設置の期間が三十日未満のもの

改正案		現行	
別紙様式第一 (第 1 条関係) (略)	別紙様式第一 (第 1 条関係) (同左)	別紙様式第二 (第 1 条関係)	別紙様式第二 (第 1 条関係)
事項書			
1～5 (略)	1～5 (同左)	6 その他	6 その他
備考 1 次の表の左欄の設備については、中欄の事項の記載を省略することができる。		備考 1 (同左)	
設 備	省 略 可 能 な 事 項	設 備	省 略 可 能 な 事 項
法第 3 条第 4 項 第 2 号に掲げる有 線電気通信設備を 用いて放送法第 2 条第 1 号に規定す る放送の業務以外 の業務を行うもの	放送法第 126 条第 2 項の申請書に記 載された事項に係るもの	構内等設備	3(2)
法第 3 条第 4 項 第 4 号に掲げる者	4(1)アのうち「回線容量」、 「台数」	法第 3 条第 4 項第 3 号に掲げる者が設	3(2) 3(3)
備 考	左欄に掲げる設 備であつて、共 同設置の設備	備 考	左欄に掲げる設 備であつて、共 同設置の設備

が設置するもの	」及び「備考」 4(1)イのうち「定格出力レベル」、 「台数」及び「備考」 4(1)ウのうち「台数」及び「備考」 4(2)アのうち「対数」、「こう長」 、「延長」及び「備考」 4(2)イのうち「数量」、「共架電柱 の相手方別数量」及び「備考」 4(3) 4(4)	(共同して設置 する設備の部分 が端末機器のみ のもの又は構内 等設備のみのも のに限る。)又 は他人使用の設 備(相互接続の 設備を除く。) に限る。
電気事業法の規 定に基づく電気設 備に関する技術基 準を定める省令第 50条の規定により 設置するもの(自 家用電気工作物の 用に供するものに 限る。)		

置するもの	」及び「備考」 4(1)イのうち「定格出力レベル」、 「台数」及び「備考」 4(1)ウのうち「台数」及び「備考」 4(2)アのうち「対数」、「こう長」 、「延長」及び「備考」 4(2)イのうち「数量」、「共架電柱 の相手方別数量」及び「備考」 4(3) 4(4)	(共同して設置 する設備の部分 が端末機器のみ のもの又は構内 等設備のみのも のに限る。)又 は他人使用の設 備(相互接続の 設備を除く。) に限る。
<u>法第6条第6号に掲げる者が設置するもの</u> 電気事業法の規定 に基づく電気設備に 関する技術基準を定 める省令第50条の規 定により設置するも の(自家用電気工作 物の用に供するもの に限る。)		
<u>有線放送電話に関 する法律第3条の規 定による許可の申請 書が有線放送電話規 則の規定によること ろに従って提出され た有線電気通信設備 を用いて有線放送電 話及び有線ラジオ放 送の業務以外の業務 を行うもの</u>	<u>左欄の許可の申請書に記載された事項に係るもの</u>	

別紙様式第三から別紙様式第九まで (略)

- 2 事項書に記載されている項目がすべて網羅されている場合は、総合通信局長の承認に基づいて、様式の一部を変更することができる。
- 3 用紙は、日本工業規格A列4番とすること。

<p>有線テレビジョン 放送法第3条第2項 の規定による許可の 申請書が提出された 有線電気通信設備を 用いて有線テレビジ ョン放送の業務及び 有線ラジオ放送の業 務以外の業務を行う もの</p>	<p>左欄の許可の申請書に記載された事 項に係るもの</p>	
<p>電気通信役務利用 放送法第3条第2項 の規定による登録の 申請書が提出された 有線電気通信設備を 用いて電気通信役務 利用放送の業務以外 の業務を行うもの</p>	<p>左欄の登録の申請書に記載された事 項に係るもの</p>	

- 2 (同左)
- 3 (同左)

別紙様式第三から別紙様式第九まで (同左)